

小松市、輪島市、白山市、内灘町、志賀町における 災害弔慰金等認定審査会合同開催について

本日、標記5市町の災害弔慰金等認定審査会が次のとおり開催されましたので、お知らせします。

1 審査結果

市町	審査件数	認定件数	継続審査件数
小松市	1件	1件	0件
輪島市	12件	12件	0件
白山市	1件	0件	1件
内灘町	3件	1件	2件
志賀町	5件	5件	0件

2 認定結果

審査会を踏まえ、市町が災害関連死と認定し、災害弔慰金の支給を決定した場合は、後日、市町が公表を行います。

※審査会において継続審査扱いとされた事案については、次回以降の審査会で再度審査が行われます。

【参考】

○災害弔慰金等制度について

<災害弔慰金>

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給することができます。

実施主体	市町
受給遺族	配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※ 上記のいずれもが存在しない場合は兄弟姉妹(死亡当時に同居又は生計同一の場合に限る。)
支給額	生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円